第四十条　法別表第二の九十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～六　略］

第四十条の二　法別表第二の九十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～三　略］

第四十条の三　法別表第二の九十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～五　略］

第四十一条　法別表第二の百の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一・二　略］

第四十一条の二　法別表第二の百一の項の主務省令で定める事務は、雇用保険法第三十七条第八項の傷病手当の支給の調整に関する事務とし、同表の百一の項の主務省令で定める情報は、同条第一項の認定を受けた受給資格者に係る次に掲げる情報とする。

［一～六　略］

第四十一条の三　法別表第二の百二の項の主務省令で定める事務は、雇用保険法第六十一条の六第一項の育児休業給付の支給に関する事務とし、同表の百二の項の主務省令で定める情報は、当該支給を受けようとする者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報とする。

第四十二条　法別表第二の百三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一・二　略］

第四十三条　法別表第二の百四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～十三　略］

第四十三条の二　法別表第二の百五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～十一　略］

第四十三条の二の二　法別表第二の百六の項の主務省令で定める事務は、高齢者の医療の確保に関する法律第百四条の保険料の還付に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該還付を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報とする。

第四十三条の三　法別表第二の百八の項の主務省令で定める事務は、昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である保険給付又は一時金に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の百八の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

［一～四　略］

第四十条　法別表第二の七十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～六　同上］

第四十条の二　法別表第二の七十五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～三　同上］

第四十条の三　法別表第二の七十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～五　同上］

第四十一条　法別表第二の七十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一・二　同上］

第四十一条の二　法別表第二の七十八の項の主務省令で定める事務は、雇用保険法第三十七条第八項の傷病手当の支給の調整に関する事務とし、同表の七十八の項の主務省令で定める情報は、同条第一項の認定を受けた受給資格者に係る次に掲げる情報とする。

［一～六　同上］

第四十一条の三　法別表第二の七十八の二の項の主務省令で定める事務は、雇用保険法第六十一条の六第一項の育児休業給付の支給に関する事務とし、同表の七十八の二の項の主務省令で定める情報は、当該支給を受けようとする者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報とする。

第四十二条　法別表第二の七十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一・二　同上］

第四十三条　法別表第二の八十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～十三　同上］

第四十三条の二　法別表第二の八十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～十一　同上］

第四十三条の二の二　法別表第二の八十二の項の主務省令で定める事務は、高齢者の医療の確保に関する法律第百四条の保険料の還付に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該還付を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報とする。

第四十三条の三　法別表第二の八十四の項の主務省令で定める事務は、昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である保険給付又は一時金に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の八十四の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

［一～四　同上］